



情報(第 23 号)

障害基礎年金・障害厚生年金



平成 30 年 6 月 29 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

障害基礎年金・障害厚生年金



1 運のよい人生

人生 90 年の時代です。しかし、誰かは若くして死亡し、誰かが障害者になってしまいます。80 歳まで現役目標の吉国は、お陰様をもちましてそこそこの健康を保って 60 歳に達しました。幸せなことです。

平成 24 年頃は、日本年金機構の本部勤務で、神奈川県丹沢方面に再三ハイキングへ行き、2 回ばかり死にそうになりました。崖から滑落、もう 1 回は迷い、落ちたら 100%死ぬ斜面。草木をつかんでなんとかよじ登って助かりました。めんどくさい奴がいなくなって、遺族厚生年金が受給できるとの一石二鳥を逃し、家内が大変悲しみました。これが本当のご愁傷様（軽く読んでください）。

2 保険制度

国民年金・厚生年金保険は、もしも障害者になったなら、万一遺族が残されたなら、運よく高齢になったならば、障害・遺族・老齢の年金が受給できるとの保険制度です。予測不可能な人生を担保しています。

以前、ある父親の方から、子供が事故にあって大きな障害が残りそうだ、障害年金が受給できるか、との相談がありました。子供さんは、国民年金保険料を長期滞納しておられて、納付要件を満たしていないことから、障害が重度であったとしても年金受給権が発生しません。「そんなこと（制度は）わからんじゃないか、障害者なんだからなんとかせい」とのご主張。障害という精神的苦痛、それに伴う金銭的困難はわかりますが、そういう理屈が通るなら、何のための保険料かということになります。

3 保険料納付要件

障害基礎年金、障害厚生年金を受給するためには、「初診日の前日」において次の保険料納付要件を満たしていることが必要です。これを満たしていないといくら障害が重度であっても受給できません（20 歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、前記要件は問われません）。

保険料納付要件の意義は、①保険料納付が完璧とまではいかなくても 1/3 以上滞納があれば駄目、経過措置として 1/3 以上滞納があっても直近 1 年間に滞納がなければよい。②「初診日の前日」とは、今日事故にあって、あわてて滞納していた国民年金保険料を納付しても駄目ということです。予測不可能な事態に予め備えることが保険ですからね。

細かなことはさておき、遺族年金にも同様の保険料納付要件があります。要するに、保険料を納期限（翌月末）までに納付していれば、何ら問題はないのです。

(1) 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の 2/3 以上の期間について、保険料が納付又は免除がされていること。

(2) 初診日において 65 歳未満であり、初診日のある月の前々月までの 1 年間に保険料の未納がないこと（初診日が平成 38 年 4 月 1 日前にある経過的特例）。

4 保険料納付要件を満たさない事例

次の事例は、前項の(1)又は(2)のいずれの要件を満たしませんから、障害年金を受給することはできません。



5 免除・猶予制度

国民年金では、保険料免除制度、猶予制度（学生納付特例など）があります。これを申請して、承認を受けていればその承認期間は保険料を納付していないけれど滞納期間ではなく、2/3 の期間に含まれます。

保険料を納付すれば全額社会保険料控除が受けられ、納付できない方には免除制度、猶予制度で配慮しています。義務でもありますが、こんなに有利な保険は他にありません。若いその時、その時を納付又は免除、猶予で過ごせば、障害、遺族、老齢年金が必ず受給できます。

6 届出義務

厚生年金保険・健康保険に加入すべき事業所は、その従業員（法人役員を含みます）について資格取得の届出義務があります。この届出をしていなければ未加入事業所ということになります。その従業員が当該事業所勤務時に事故（労災事故ではない）にあい、障害厚生年金が受給できる障害の程度になったとします。そして、厚生年金保険の被保険者となっていないため、障害厚生年金が受給できないのは、事業所が届出義務を果たしていないためだとして、事業所に対し損害賠償を求めたらどうなるのでしょうか。

老齢厚生年金の事案として、（要旨）使用者は、雇用契約の付随義務として、信義則上、資格取得を届出し、労働者が老齢厚生年金等を受給できるよう配慮すべき義務を負う。この義務に違反して、資格取得を届出しないときは、違法性を有し、債務不履行ないし不法行為を構成するとの判例があります（大阪地判平 18. 1. 26 労働判例 912-51）。国（日本年金機構）に対する義務不履行と同時に、労働者に対しても債務不履行というのです。同種の判決が出ることはおおいにあり得ます（労働保険未加入も同じ結論となり得ます）。

法令違反は、企業にとって大きな危険があるのです。

当法人では、障害・遺族・老齢年金のご相談、請求手続きの代行を承っております。

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
 銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
 TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
 E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp